

食品表示法の一部を改正する法律の概要(食品リコール届出制度の創設)

改正前の制度の課題

- 食品関連事業者等が食品の自主回収(リコール)を行う場合、食品表示法では、食品リコール情報を行政機関に届け出る仕組みがない。

(※一部の地方公共団体は、条例等に基づき、食品リコール情報を届出させている。)

- **食品衛生法**では食品リコール情報の届出を制度として位置付け(平成30年6月13日改正法公布、令和3年6月1日施行)。
- アレルゲン等の安全性に関わる**食品表示法違反による食品リコール届出について早急に検討することを国会で決議**。

[平成30年4月 参・厚労委 **附帯決議**(食品衛生法等一部改正法案)]

改正の概要

- 食品関連事業者等が**食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収**を行う場合、**行政機関への届出を義務付け**。

※届出対象となる食品表示基準違反:アレルゲン、消費期限などの欠落や誤表示

- 当該届出に係る食品リコール情報については、**行政機関において消費者に情報提供(公表)**。
- 届出をしない又は虚偽の届出をした者は罰金。

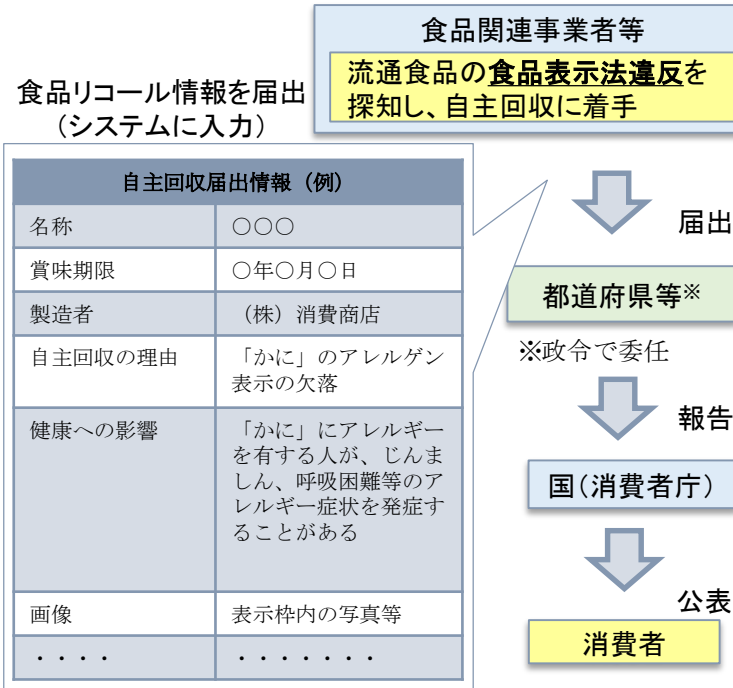
【令和3年6月1日施行】

改正の効果

- **食品リコール情報の消費者への一元的かつ速やかな提供**により、対象食品の喫食を防止し、**健康危害を未然に防ぐ**。
- 行政機関によるデータ分析・改善指導を通じ、**食品表示法違反の防止を図る**。

※食品衛生法及び食品表示法一体での食品リコール情報の届出制度の円滑かつ齟齬のない運用を図る。

＜届出から公表までのイメージ＞



※届出から公表までをシステムで一体的に運用することにより、事務手続の効率化が期待。

食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(抄)

(食品の回収の届出)

第5条 食品関連事業者等は、食品の回収について法第10条の2第1項の規定による届出をしようとするときは、回収に着手した後、遅滞なく、次に掲げる事項を内閣総理大臣(食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令(以下「令」という。)第7条の規定により当該権限に属する事務を同条第1項第7号に定める都道府県知事(保健所を設置する市(法第15条第5項に規定する保健所を設置する市をいう。)又は特別区にあっては、市長又は区長。))が行うこととされている場合にあつては、都道府県知事。以下この条において同じ。)に届け出なければならない。

一 食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所

二 食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名又は名称及び住所

三 当該食品の商品名及び名称、当該食品に関する表示の内容その他の当該食品を特定するために必要な事項

四 当該食品が法第10条の2第1項に該当すると判断した理由

五 当該食品の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量

六 当該食品の回収に着手した年月日

七 当該食品の回収の方法

八 当該食品が摂取されたことに起因する消費者の生命又は身体に対する危害の発生の有無

2 食品関連事業者等は、前項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした食品関連事業者等は、食品の回収が終了したとき(当該食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合にあつては、回収が終了したことを確認したとき)は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。